

平成22年度参画協働の取組 自己評価シート

(所管課名)河川課

1 平成22年度の細事業概要

必要に応じて行の幅を拡大すること

事業名	総合的な治水対策の推進	章	8
		節	5
細事業名	都市基盤河川維持補修経費		
上位事業の目的	河川の整備促進を図り、洪水による被害を防止・軽減する。		
H22年度細事業の取組み実績	熊本県との管理協定により、都市基盤河川改修事業で整備が完了した万石川・兎谷川・藻器堀川の3河川及び現在整備中である健軍川・保田窪放水路・鶯川・麴川の4河川(計7河川)について、除草・浚渫・清掃及び軽微な補修などの維持管理を実施している。 別添資料 (有・無)		
参画の手法			
協働の形態	ふれあい美化ボランティア協定を締結した団体に、美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与や、ボランティア活動保険の加入、美化活動で発生したごみの回収・処理、その他美化活動に必要な事項等について支援を行う。		

2 細事業コスト

(単位:千円)

決 算 額	平成22年度決算	平成23年度予算	平成24年度見込み
予 算 額	25,510	27,000	27,000

3 細事業の参画協働に関する自己評価

評価ポイント		具体的な取組と評価・その理由など	
(情報共有)	【積極的な情報共有】 どのような広報活動を通じ、どのような市民を対象として、事業に関する情報を積極的に提供しましたか。また、どのような情報収集を図りましたか	ふれあい美化ボランティア協定のパンフレットを作成し、課の窓口や本庁舎1階ボランティア情報コーナーに設置している。 また、市ホームページ(市民協働のひろば)にも、情報を掲載している。	
	【参画の機会の提供】 どのような手法をどの程度組み合わせ、どのような市民を対象として多くの参画の機会を設けましたか		
参 画	【市民ニーズ等の反映】 どのような点に工夫して市民からの意見や情報収集・意見交換等を行い、ニーズを事業に反映しましたか		
	課題と改善点		
		自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった

評価ポイント			具体的な取組と評価・その理由など		
協働		【役割の分担】 当初の期待と比べ、市民との役割分担を明確にして対等な立場で事業を進めることができましたか	・平成17年より、河川の草刈りや清掃の美化に関する協定を交わし、実績もあることから、お互いの役割分担は明確で、対等な立場で事業を進められた。		
		【事業効果の向上】 当初の期待と比べ、市民との協働により、行政単独で行うよりも市民満足度が高まるなどの事業効果を上げることができましたか	・地元で河川美化への意識向上が見られ、そのことから、河川のごみの減少につながっており、日常から良好な環境が整えられている。 ・美化活動をととして地元の人が集い、円滑なコミュニティーの場となっている。		
		【信頼関係の構築】 当初の期待と比べ、協働を通じて情報共有を図り、お互いの信頼関係を築き、双方が実感できましたか	・協定に基づき業務を行っているので、互いの信頼関係につながっている。 ・2団体とも平成17年から協定を継続していることで、地元にも根付いており良好な関係が築けている。		
	課題と改善点	協定の締結に当たっては、年6回以上の活動を実施することや、2年以上の継続が協定の条件としてあり、容易ではないが、今後とも、協定団体が増えるような取り組みを行っていく必要もあると思われる。		自己評価 B	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった
情報共有・参画・協働の経費や期間に関する課題と改善点		・経費は、特に問題や改善点はありません。 ・協定の期間についても、用具の支給を行っているため、短期間だけの支給にならぬよう、現行の2年おきの更新で問題ないと思われる。			

4 平成23年度の計画

23年度以降の方向性	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小・終期設定 ☐ 廃止・休止
H23細事業の取り組み予定	清掃用具の支給や、清掃にて収集されたごみの回収など、引き続き協定における支援を行っていく。
参画の手法	
協働の形態	これまでと同様に協定における支援を行っていく。

○ボランティア団体データ

団体名	島崎繁栄会	ながみねおはよう会
人数	124人	22人

○支給実績

団体名	島崎繁栄会		ながみねおはよう会	
H17	ごみ袋	900袋	ごみ袋	20袋
	軍手	120組	軍手	50組
	ほうき	10本	ビニール手袋	50組
	ちりとり	10個	ほうき	3本
	かなバサミ	20本	しょうけ	2個
			熊手	2本
			草刈鎌	30本
			一輪車	1台
			備中鍬	2本
			砥石	1個
			剪定鋏	2本
H18	支給なし		支給なし	
H19	竹ほうき	10本	軍手	72枚
	ちりとり	5個	ビニール手袋	80組
	軍手	168枚	ほうき	5本
	ごみ袋	500枚	ちりとり	1個
	草刈り鎌	20本	竹石み	2個
H22	軍手	50組	草刈鎌	7本
	ゴミ袋	300袋	ノコギリ	1本
	ゴム手袋	40組	ナタ	1本
	トラロープ	1巻		
	合計	¥32,812	合計	¥25,550
H23	なし		なし	
(7月29日現在)				

熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱

制定 平成 16 年 4 月 1 日制定

改正 平成 17 年 1 月 1 日改正

平成 22 年 10 月 8 日河川課長決裁

(目的)

第 1 条 河川環境の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となつて行う環境美化活動(以下「美化活動」という。)を支援することにより、地域住民共有の財産かつ生活空間である河川への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象区域)

第 2 条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する河川において、市長が危険と認めない区域とする。

(美化活動の内容)

第 3 条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 日常かつ定期的な清掃・パトロール等
- (2) 回収したごみの分別
- (3) 危険箇所、不法投棄等の連絡
- (4) 美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

(実施期間)

第 4 条 美化活動は年に 6 回以上実施し、2 年以上継続することを原則とする。

(美化団体)

第 5 条 美化活動を行おうとする地域住民、企業等(以下「美化団体」という。)は、相当数の者で構成される団体とする。

(美化活動の申請)

第 6 条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定申請書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定」(様式第 2 号)(以下「協定」という。)を締結するものとする。

(協定の締結事項)

第 8 条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第 9 条 市長は、協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 美化活動で発生したごみの回収・処理
- (4) その他美化活動に必要な事項

2 美化活動の対価としての金品等の拠出については、行わないものとする。

(安全の確保)

第 10 条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

第 11 条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(報告)

第 12 条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第 3 号）を、市長に提出するものとする。

（協定の変更・中止等）

第 13 条 美化活動を変更し、又は中止するときは、当該美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（協定の解除）

第 14 条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項の規定により協定を解除したときは、第 9 条の規定に基づき当該美化団体に支給し、又は貸与した清掃用具等の返還を求めるものとする。

（第三者との紛議）

第 15 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

（担当部署）

第 16 条 熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市河川課で行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

島崎繁栄会

活動箇所



ながみねおはよう会

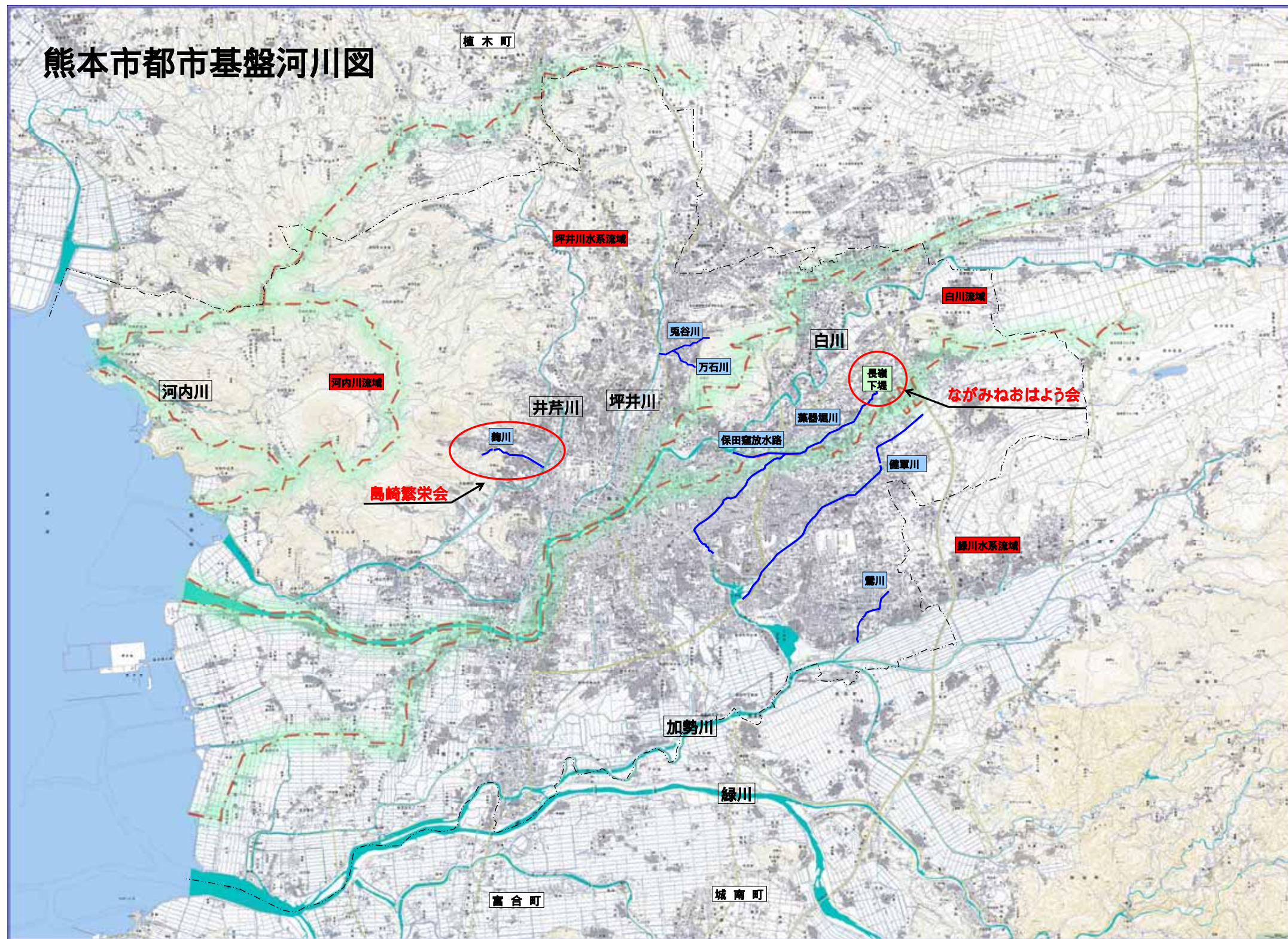
活動箇所



活動状況写真(ながみねおはよう会)



熊本市都市基盤河川図



熊本市河川・道路ふれあい美化ボランティア協定書

島崎繁栄会 会長 中山貴之（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）とは、
「熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱」並びに、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱」の各第7条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、河川並びに道路環境の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動を支援することにより、地域住民の共有の財産である河川並びに道路への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、合わせて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(美化活動の区域)

第2条 この協定の美化活動の区域は、次のとおりとする。

- (1)河川部分区域 麴川(岳林寺前から麴川河口まで、(略図添付))
- (2)道路部分区域 岳林寺前から市電交差点まで(略図添付)

(美化活動の内容)

第3条 甲が実施する美化活動は、次のとおりとする。

(事業実施期間)	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日
(実施回数)	1 年間に 18 回（実施内容は、下記のとおり）
(内 容)	・ 年 2 回 麴川・市道の大掃除（町内一斉清掃時） ・ 年 2 回 麴川の草刈 ・ 年 3 回 麴川・市道の美化パトロール ・ 年 1 回 麴川の大掃除（会員主催による） ・ 年10回 市道の清掃

(支援内容)

第4条 乙は、甲が希望する場合には、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1)美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- (2)ボランティア保険の加入
- (3)美化活動で発生したごみの回収・処理
- (4)その他美化活動に必要な事項

(安全の確保)

第5条 甲は、乙の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

(変更・中止)

第7条 甲は、この協定を変更・中止しようとするときは、事前に乙に届けるものとする。

(協定の解除)

第8条 甲が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、乙は協定を解除できるものとする。

- 2 協定が終了したとき、又は協定が解除されたときは、乙は第3条に基づき支給又は貸与した清掃用具等の返還を甲に求めるものとする。

(第三者との紛議)

第9条 美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、乙はその責任を負わないものとする。

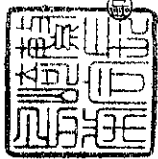
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

甲 熊本市島崎5丁目1-8
熊本市島崎郵便局内
島崎繁栄会
会 長 中 山 貴 之



乙 熊本市手取本町1番1号
熊本市
代表者 熊本市長 幸山 政史



熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定書

ながみね おはよう会 (以下「甲」という。)と熊本市(以下「乙」という。))とは、
「熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱」第7条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、河川環境の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体
となって行う環境美化活動を支援することにより、地域住民の共有の財産である河川への愛着
を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、合わせて市民の美化に対する意識の高揚を
図ることを目的とする。

(美化活動の区域)

第2条 この協定の美化活動の区域は、次のとおりとする。

- (1)河 川 名 藻器堀川
- (2)区 域 長嶺下堤調整池

(美化活動の内容)

第3条 甲が実施する美化活動は、次のとおりとする。

(事業実施期間)	平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日
(実施回数)	1 年間に 12 回 (実施内容は、下記のとおり)
(内 容)	・ 月1回(第1日曜日) 花植え、草取り、清掃 ・ 年2回 草刈 ・ 夏 花苗植えた後の管理(水遣り、草取り等) 20日程度 ・ 冬 花苗植えた後の管理(水遣り、草取り等) 5日程度
(支援内容)	

第4条 乙は、甲が希望する場合には、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1)美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- (2)ボランティア保険の加入
- (3)美化活動で発生したごみの回収・処理
- (4)その他美化活動に必要な事項

(安全の確保)

第5条 甲は、乙の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

(報告)

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

(変更・中止)

第7条 甲は、この協定を変更・中止しようときは、事前に乙に届けるものとする。

(協定の解除)

- 第8条 甲が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、乙は協定を解除できるものとする。
- 2 協定が終了したとき、又は協定が解除されたときは、乙は第3条に基づき支給又は貸与した清掃用具等の返還を甲に求めるものとする。

(第三者との紛議)

第9条 美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、乙はその責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

甲 熊本市長嶺5丁目25-1

ながみね おはよう会

会 長 宮 元 洋 子



乙 熊本市手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 幸山 政史

